

第4章 高齡者保健福祉計画

第4章 高齢者保健福祉計画

基本アクションプログラム1 保健福祉サービスを推進します

マンションや集合住宅などに居住する高齢者の増加など、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢者の自立した生活と家族介護者を支援するため、介護保険外の生活支援サービスとして、配食サービスをはじめ、緊急通報システム、紙おむつ支給事業等の充実を図ります。

また、長寿社会を迎えた現在、高齢になっても心身ともに健康でいきがいに満ちた生活を送るために、健康チェックの機会の拡充や学習機会の充実を図り、食生活の改善や地域の健康づくりなどの予防対策を積極的に推進します。

(1) 生活支援サービスを充実します

① 配食サービス事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、日常的に食事の確保が困難な方を対象として、栄養管理された食事の配達を行うとともに、安否を確認します。

② 緊急通報システム事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、緊急時の通報が困難な方を対象として、緊急通報装置を設置し、緊急時に受信センターに通報することにより、速やかな救助を受けることができますようにします。

③ 老人福祉電話設置事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、安否確認や緊急連絡等のために電話を必要とする方を対象として、電話を貸与します。

④ 紙おむつ支給事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている高齢者で、排泄障がいにより常時おむつの使用を必要とする方を対象として、パンツタイプ、テープタイプ等の紙おむつを現物で支給します。（平成24年10月から65歳以上の要介護3及び第2号被保険者の要介護3～5の認定を受けている方にも拡大）

⑤ 訪問理美容サービス事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている高齢者で、理容院又は美容院に出向くことが困難な方を対象として、市が指定した理容院又は美容院が居宅に訪問し、調髪や顔剃りを行います。



⑥ 家族介護慰労金支給事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の要介護4又は5の認定を受けていて、介護保険のサービスを1年間利用していない高齢者を介護する家族の方を対象に、慰労金を支給します。

⑦ 徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の徘徊癖のある高齢者を介護する家族の方を対象として、位置情報探索システムを利用した場合に費用の助成を行います。

⑧ 軽度生活援助事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者で、家事援助が必要な方を対象として、ホームヘルパーが軽易な日常生活の援助を行います。

⑨ 生活管理指導短期宿泊事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者で、社会適応が困難な方を対象として、ケアハウスに一時的に宿泊することにより、生活習慣の改善を図ります。

⑩ 救急医療情報キット配布事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象として、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を封入して冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布します。

⑪ あんしんサポートねっと事業（関連課：社会福祉協議会）

社会福祉協議会が窓口となり、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、専門員や生活支援員が介護保険制度などの福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

⑫ ふれあいサービス事業（関連課：社会福祉協議会）

高齢者・障がい者等（要介護認定の結果が要支援・要介護以外の方）を対象として、住民同士の助け合いによる有償の家事援助サービスを実施します。

⑬ ふれあい電話事業（関連課：社会福祉協議会）

65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象として、ボランティアによる週1回の電話訪問をし、安否の確認と孤独感の緩和を行います。

⑭ 民生委員活動推進事業（関連課：生活ふくし課）

民生委員活動の一環として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び70歳以上の高齢者のみ世帯の状況を把握し、必要に応じて見守り活動を行います。

(2) 生涯に通じた健康づくりを推進します**① 健康手帳事業（関連課：健康推進課）**

健康診査の記録や医療の記録等を記載し、自らの健康管理に資する目的で健康診査事業及び健康教育事業において健康手帳を交付します。

② 健康診査事業（関連課：健康推進課）

疾病予防として、がん・脂質異常症・高血圧等の早期発見をし、三大疾病である、がん・脳血管疾患・心臓病等への移行を防ぎ、疾患の重症化により要介護状態へ陥らないように各種健診を実施します。

③ 高齢者インフルエンザ予防接種（関連課：健康推進課）

60歳以上65歳未満で心臓、じん蔵もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある市民に対し、インフルエンザ予防接種を行い、高齢者のインフルエンザ罹患予防または症状の軽減、流行の軽減を図ります。

④ 食生活改善の啓発（関連課：健康推進課）

正しい食習慣や郷土食、地産地消などの紹介を含めた啓発を実施し、健康増進のための食育や地産地消を推進します。

⑤ 地域の健康づくり推進事業（関連課：健康推進課）

町会・自治会等の健康づくりを支援し、地域で子どもからお年寄りまで健康づくりの取組みを支援します。

⑥ シルバー元気塾の推進（関連課：シルバー元気塾推進課）

全国的にもユニークなシルバー元気塾は、高齢者の健康維持・介護予防・いきがいづくりを目的として開催している筋力トレーニング教室で、原則として60歳以上の方を対象に毎月2回実施しています。

今後も、参加者が楽しく継続してトレーニングができるように、いつでもどこでも手軽にできるトレーニングメニューを取り入れていきます。また、町会等にもサポーターを派遣し、健康づくり活動を支援します。



基本アクションプログラム2 地域支援事業を推進します

要支援・要介護状態になる前からの介護予防事業をすすめるとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市が主体となって「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業で構成されている「地域支援事業」を行います。

今後も、閉じこもり予防、寝たきり予防、認知症予防という観点から、高齢者が日頃から積極的に外出し活動できるよう、介護予防事業の円滑な実施のためのケアマネジメントや二次予防事業対象者の把握、総合相談支援や高齢者の権利擁護の普及啓発に努めていきます。

なお、平成24年度介護保険制度改正により制度化された「介護予防・日常生活支援総合事業」については、第6期計画以降の実施に向けて検討を進めます。

■地域支援事業の全体像



地域支援事業の創設（介護保険法第115条の44）

<趣旨>

- 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する「地域支援事業」を創設する。

<事業内容>

○**介護予防事業**

- 介護予防スクリーニング^(※)の実施
- 要支援・要介護になるおそれの高い者を対象とする
- 介護予防サービスの提供（二次予防事業）
- 全高齢者を対象とする介護予防事業（一次予防事業）

○**包括的支援事業**

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業（虐待防止及びその早期発見、権利擁護のために必要な援助）
- 包括的・継続的マネジメント事業

○**任意事業**

- 介護給付等費用適正化事業
- 成年後見制度利用支援事業
- その他高齢者やその家族に対し地域の実情に応じた必要な支援事業

○**介護予防・日常生活支援総合事業**（新事業、市町村の判断で実施）

- 要支援認定者や予防事業対象者に対し、高齢者の状態や意向に応じて、介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加を含めて総合的なサービスを実施する

※国で定めた「基本チェックリスト」に基づき、各生活機能（運動、栄養、口腔等）のリスクを判定し、判定結果から要支援又は要介護状態になるおそれがあるとされる方（二次予防事業の対象者）を早期発見すること

(1) 二次予防事業を充実します

① 二次予防事業対象者把握事業（関連課：ふくし総合相談室）

基本チェックリストの実施及び他部局からの情報提供等により、情報収集を行い、要介護状態となるおそれの高い状態にある方を把握します。

② 通所型介護予防事業（関連課：ふくし総合相談室）

二次予防事業の対象者に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」、その他のプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施し、自立した生活の確立と自己現実の支援を行います。

③ 訪問型介護予防事業（関連課：ふくし総合相談室）

二次予防事業の対象者で、特に閉じこもり、うつ、認知症の傾向があり、心身の状況等により、通所形態による事業への参加が困難で訪問型介護予防事業の実施が必要と認められる方に、保健師等が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行います。

④ 二次予防事業評価事業（関連課：ふくし総合相談室）

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業について改善を図ります。

(2) 一次予防事業を充実します

① 介護予防普及啓発事業（関連課：ふくし総合相談室）

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、いきがいや仲間づくりの事業などを実施します。

② 地域介護予防活動支援事業（関連課：ふくし総合相談室）

ボランティアによる地域での介護予防事業（地区サロン）の活動やボランティアの育成について支援を行います。

③ 一次予防事業評価事業（関連課：ふくし総合相談室）

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業について改善を図ります。



■介護予防事業参加者数の見込み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防事業	240	260	280
運動器機能向上（複合）	230	250	270
栄養改善	10	10	10
口腔機能向上	(30)	(35)	(40)
一次予防事業	100	125	150



元気高齢者向けの仲間づくりの提供
～水中ウォーキング～



転倒予防を意識した
筋力トレーニングや柔軟体操をメニュー化



お口の教室で口腔機能を向上

(3) 認知症高齢者対策を推進します

① 実態把握・初期相談（関連課：ふくし総合相談室）

見守り活動を実施している民生委員や地域住民から心配な高齢者の連絡を受け、訪問等により必要な支援に結び付ける相談支援を行います。

② 周知啓発活動（関連課：ふくし総合相談室）

広報紙、情報紙の発行、市ホームページなどにより、認知症の正しい知識、相談窓口など認知症高齢者を支援するために必要な情報を周知し、正しい理解、予防につなげます。

③ 認知症サポーター養成（関連課：ふくし総合相談室）

認知症になっても安心して暮らせるように、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーター養成講座を開催します。

④ 支援ネットワークの構築（関連課：ふくし総合相談室）

認知症高齢者や家族を支援するために、地域住民・ボランティア・介護サービス事業者等によるネットワークを構築し、認知症の方が安心して地域で生活できるように、学習会やネットワーク構築のための会議を開催し、見守り活動や地域での支援を行います。

⑤ 認知症施策推進事業（関連課：ふくし総合相談室）

認知症に関する政策を推進するために、関係者間の連携会議を開催し、認知症地域推進員の養成と配置を行い、認知症の方へのサービスの向上を目的とした医療と介護の連携を図ります。

⑥ 徘徊高齢者・SOS見守りネットワーク事業（関連課：ふくし総合相談室）

徘徊する高齢者の安全な生活を守るため、関係協力事業者等に徘徊高齢者の情報を一斉連絡し、徘徊高齢者の早期保護と不慮の事故を防止します。

(4) 権利擁護を推進します

① 成年後見制度周知事業（関連課：ふくし総合相談室）

認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」に関して市民に広く理解を深めていただくため、市民向け講座を開催します。



② 成年後見制度利用支援事業（関連課：長寿いきがい課）

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がない重度の認知症高齢者等を対象として、審判の請求の支援を行います。

③ 高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護（関連課：ふくし総合相談室）

高齢者に対する虐待の防止と早期発見に努めるとともに、権利擁護に関する相談・支援を行います。



基本アクションプログラム3 地域包括支援体制の整備をすすめます

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、日常生活圏域を基本とした支援システムが不可欠です。

保健・医療・福祉の専門職相互が連携、さらにはボランティアなど市民も含めた連携によって、地域のさまざまな資源を統合した包括的なケアを提供する仕組みをつくり、推進していきます。

(1) 地域包括ケア体制を推進します

① 地域見守りネットワーク支援事業（関連課：ふくし総合相談室）

地域見守り活動の中核を担う地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者地域見守りネットワークの構築を支援します。

② 日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実（関連課：ふくし総合相談室）

地域ごとに地域包括支援センターを中心にネットワークを形成し、地域で生活し続ける仕組みをつくりまします。

③ 介護支援チームの構築・推進（関連課：ふくし総合相談室）

保健・医療・福祉の専門職員、学識経験者等による支援チームをつくり、高齢者虐待・処遇困難者の対応を図ります。

(2) 地域包括支援センター事業を充実します

① 介護予防事業のケアマネジメント（関連課：ふくし総合相談室）

要介護状態になることを予防するため、必要な人にアセスメント（課題分析）に基づいて心身の自立向上の見込めるプランを作成し、サービス利用効果を評価する総合的なマネジメントを行います。

② 総合相談支援事業（関連課：ふくし総合相談室）

高齢者の方が抱える様々な問題について、ふくし総合相談室や地域包括支援センターで専門職員が多面的な相談・支援を行います。



③ 高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護（関連課：ふくし総合相談室）

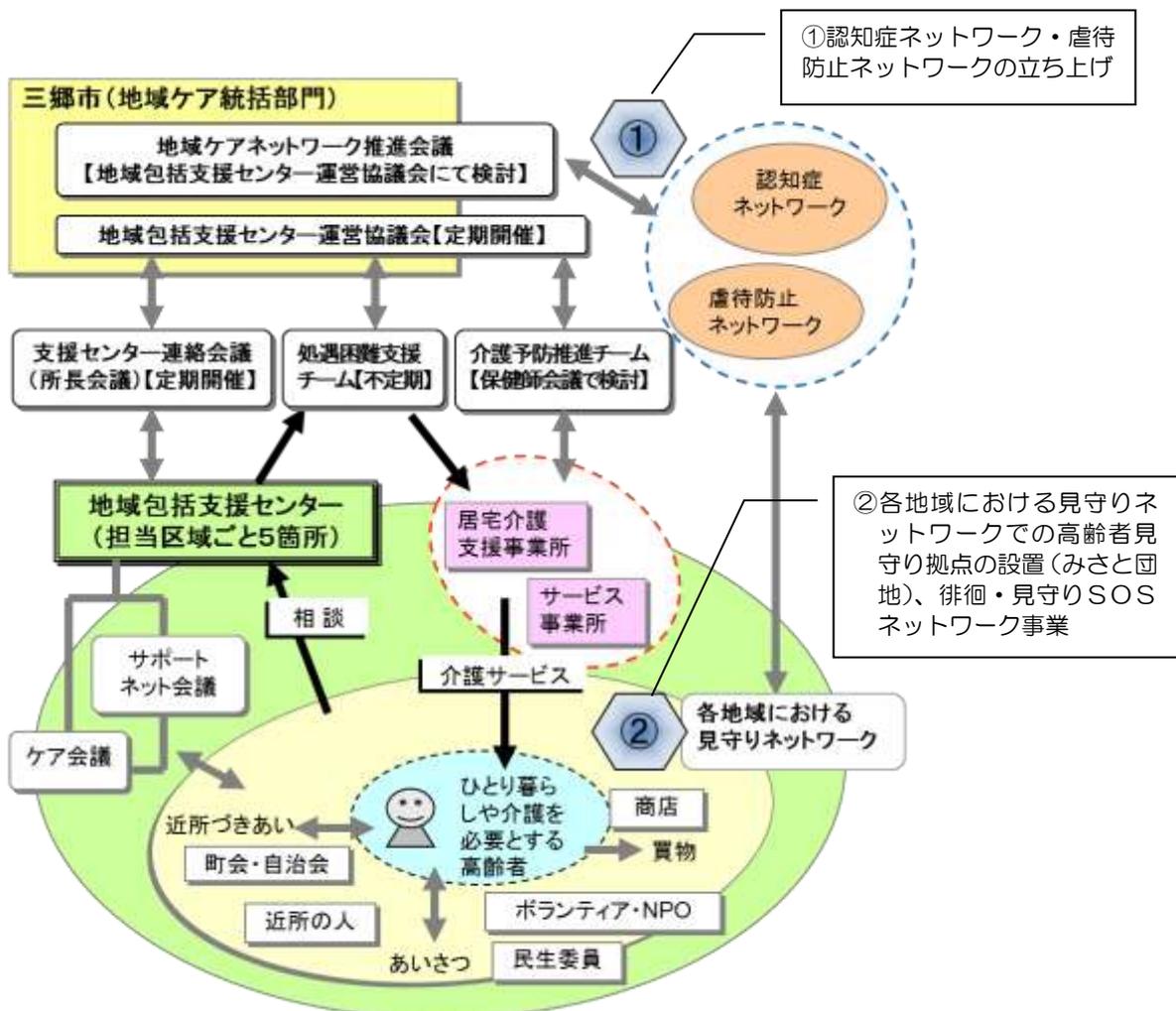
周知・啓発を含む早期発見のためのネットワークの構築などを行い、高齢者に対する虐待の防止と早期発見に努めるとともに、権利擁護に関する相談・支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント（関連課：ふくし総合相談室）

日常的な個別相談や困難ケースに関して、ケアマネジャーへの支援を行います。

⑤ 地域包括支援センターの体制整備（関連課：ふくし総合相談室）

地域包括支援センターの相談業務等を的確に行うため、市や各地域包括支援センターで情報の共有化を行います。併せて、地域ケア会議や研修会を開催し、職員の質の向上を図ります。



基本アクションプログラム4 主体的参加の促進・環境整備をすすめます

元気な高齢者が増加しています。高齢者がこれまでに培った豊かな経験や知識を活かし、社会の担い手として活躍していけるような場を積極的に確保・提供するとともに、高齢者が主体的に地域活動に参画し、地域社会を支える役割を担っていくことができる仕組みを創造していく必要があります。

また、安心できる地域生活のための基盤整備として、高齢者にとって住みやすい居住空間を整備・確保するとともに、誰もが利用しやすい公共施設や民間施設の整備、歩きやすい道路環境づくり等の地域のバリアフリー化、防犯・防災体制の整備をより進めていく必要があります。

(1) いきがいづくりを支援します

① 生涯学習・文化活動（関連課：生涯学習課）

市民の知識の向上といきがいづくりの場の提供を目的として、「みさと生きいき大学」の他、各種教室・講座を開催します。

② スポーツ・レクリエーション活動（関連課：スポーツ推進課）

市民体育祭・フローアゲートゴルフ大会・みさとシティハーフマラソン等を開催しています。今後もニュースポーツ・レクリエーション種目の開発・普及、情報提供を行い、子どもから高齢者まで各ライフステージに合わせた健康づくり活動を支援します。また、スポーツ・レクリエーションを通じて仲間との交流・ふれあいができる環境づくりに努めます。

③ 世代間交流事業（関連課：生涯学習課）

地域文化の伝承活動や生活体験を伝えていく活動を支援します。

④ 後期高齢者指定保養所利用補助事業（関連課：長寿いきがい課）

後期高齢者医療制度に加入する市民に対し、市と契約した宿泊施設の利用に対して1泊3,000円（年度内2泊が限度）の補助金を交付します。

⑤ 高齢者わくわく事業（関連課：長寿いきがい課）

老人福祉センター等において古典落語や手品など、高齢者がわくわく楽しめるようなイベントを定期的で開催します。



⑥ 敬老祝金支給事業（関連課：長寿いきがい課）

高齢者に対して敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福します。

(2) ふれあいの場を確保します

① 老人福祉センター運営事業（関連課：長寿いきがい課）

市内3ヶ所の老人福祉センターにおいて、60歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの機会を総合的に提供します。

② 老人憩いの家運営事業（関連課：長寿いきがい課）

60歳以上の高齢者の憩いの場及びグループ活動の場として、集会室や調理室などを備え、教養の向上及びレクリエーションなど心身の健康保持を図るための場を提供します。

③ 公衆浴場利用料補助事業（関連課：長寿いきがい課）

65歳以上の高齢者に対して、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を交付します。

④ ふれあい・見守り拠点事業（関連課：ふくし総合相談室）

高齢化の著しいみさと団地地域を対象に、高齢者等のふれあい・見守り拠点を整備します。

(3) 社会活動への参加を促進します

① 老人クラブ活動支援事業（関連課：長寿いきがい課）

高齢者が老人クラブの活動を通じて教養の向上、健康の増進及び社会奉仕活動などの多様な社会活動を行うことを促進し、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。

② ボランティア活動支援事業（関連課：社会福祉協議会・産業振興課）

社会福祉協議会や各種施設におけるボランティア講座等の学習機会を拡充し、高齢者が気軽に参加できるボランティア体験の機会を通して、高齢者自身がいきがいを持てる環境を整備します。また、商工会で行っている、まごころみさとちょこっとねこの手事業においてボランティアの人材を活用し、日常生活上のお手伝いの要望に応える機会づくりを支援します。

(4) 高齢者の就労を支援します

① シルバー人材センターの事業促進

(関連課：長寿いきがい課・シルバー人材センター)

高齢者がこれまでの人生の中で蓄積してきた豊かな知識、経験、能力を活かして、可能な範囲で就業し社会参加をしていくことは、いきがいの獲得とあわせて健康長寿にもつながります。働く意欲のある高齢者の就業の機会を拡大するため、三郷市シルバー人材センターの充実を図ります。

② ハローワーク連携事業 (関連課：産業振興課)

ハローワークと連携し、就労情報の提供の拡充を図り、就労希望者の利便性を向上させます。また、事業所への新規雇用の創出についての協力依頼を行います。

(5) 安全・安心のまちづくりをすすめます

① バリアフリーの促進

(関連課：道路治水課、都市計画課、交通課、営繕課、みどり公園課)

公共施設や道路・公園等のバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスの導入など公共交通機関のバリアフリー化を支援します。

② ユニバーサルデザイン^(※)の推進 (関連課：各課)

ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい環境を整えます。

③ 防火・交通安全啓発事業 (関連課：消防総務課・交通課)

老人福祉センター等での高齢者を対象とした交通安全教室を開催します。また、消防団員が民生委員と共に高齢者宅を訪問し、火気の取り扱い状況等を確認しながら防火指導を行います。

④ 防犯・消費者被害防止事業 (関連課：安全推進課・市民活動支援課)

高齢者をさまざまな犯罪から守るため、防犯のまちづくりを推進します。また、交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通事故や振り込め詐欺等防止のために啓発活動を行います。

※年齢等にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすくなるように建物や環境等をデザインすること



⑤ 災害時要援護者避難支援プラン（関連課：生活ふくし課・安全推進課）

災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域（自主防災組織、町会）での支援体制を整備し、災害が発生したときに避難の支援を行います。

⑥ 高齢者の多様な住まいの普及（関連課：長寿いきがい課・都市計画課）

有料老人ホーム、ケアハウス等の施設で、在宅で生活することが心配な高齢者の受け入れ体制を確立し、ニーズに応じた住まいの普及に努めます。

■受け入れ可能人数（見込）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
養護老人ホーム（市外・3施設）	8	8	8
ケアハウス（市内・1施設）	43	43	43
生活支援ハウス	-	-	-



地域の公民館で高齢者に交通安全を啓発



基本アクションプログラム5

介護保険サービスの適正な提供体制を推進します

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域や環境の中で心身の状態に最もふさわしいサービス提供ができるよう、一人ひとりの状態に対応した多様なサービスを提供していく必要があります。

高齢者が自らの選択によって、自分に最もふさわしい介護サービスを利用できることが重要であり、サービスの質的・量的充実及び人材の育成が求められています。

また、介護保険は、多くの人に支えられている制度でもあり、給付の内容を精査検討し、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

(1) 介護保険サービスをすすめます

① 居宅介護サービス・介護予防サービス

第5章介護保険事業計画各サービス項目参照

② 施設サービス

第5章介護保険事業計画各サービス項目参照

③ 地域密着型サービス

第5章介護保険事業計画各サービス項目参照

(2) 施設等の整備をすすめます

① 認知症対応型通所介護

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成25年度に1か所の必要量の確保を図ります。

② 小規模多機能型居宅介護サービス

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成25年度に1か所、平成26年度に1か所の必要量の確保を図ります。

③ 認知症対応型共同生活介護

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成26年度に1か所（2ユニット18名）の必要量の確保を図ります。



④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成26年度に1施設の必要量の確保を図ります。

⑤ 複合型サービス

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成25年度に1か所の必要量の確保を図ります。

⑥ 介護老人福祉施設

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成25年度に1施設（100床）、平成26年度に1施設（100床）の必要量の確保を図ります。

⑦ 介護老人保健施設

ニーズの把握を図るとともにサービスの供給基盤を整備します。
平成26年度に50床（増床）の必要量の確保を図ります。

(3) 介護サービスの質的向上をすすめます

① 介護給付費適正化事業（関連課：長寿いきがい課）

介護保険事業が適正に運営されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック、介護給付通知書の発送等を実施します。

② 苦情相談体制の整備（関連課：長寿いきがい課）

市民からの介護サービス利用の相談について適切に対応ができるように、ふくし総合相談室及び長寿いきがい課窓口をはじめ、各地域包括支援センターなど各地域においても相談体制を充実します。

③ 介護サービス事業者向け研修会等の開催（関連課：長寿いきがい課）

介護保険制度やサービス提供に必要な知識を得るための研修会等を介護サービス事業者等を対象に開催します。

④ 地域密着型サービス事業者の指導監督（関連課：長寿いきがい課）

市に指導権限のある地域密着型サービス事業者に対する実地指導・監査等を通し、適正なサービスが提供できるよう指導監督します。